

札幌市議会議員 西区

さだ もり

定森ひかる

市政報告

vol.02

2024年2月発行



発行者/札幌市議会民主市民連合

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 TEL:011-211-3212

活動報告

ウェルネス(健康)をテーマに 初めての市政懇談会を開催しました!

暮らしの課題・地域の課題に関する市民の皆さんからの声を市政に反映するために、初となる市政懇談会を11月4日に西町会館で開催しました。第1回目のテーマはウェルネス(健康)として、市立札幌病院の副院長である中村雅則医師を講師に「命を守るための血圧の話」と題した講演、そして、参加者と健康に関する意見交換を行いました。

札幌市の2022年度の決算額は約1兆2,300億円。そのうちの約5,000億円が保健福祉に関する支出となります。市民の多くが心身共に良好な状態にいるためには、市民一人ひとりの健康的な習慣の実践が重要です。札幌市がそのための環境整備に果たす役割は大きくあると考えます。札幌市政にとって「健康」は大事なテーマであるからこそ、今後とも市民の皆さんとの意見交換を大事にした市政運営となるよう心掛けていきます。



第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンにおける3つの重要概念 ユニバーサル ウェルネス スマート

札幌市は今後10年のまちづくりの基本的な指針として第2次戦略ビジョンを定めています。札幌市の行政計画の最上位に位置し、様々な分野における個別計画はこれに沿って策定されます。その戦略ビジョンでは、ユニバーサル(共生)・ウェルネス(健康)・スマート(快適・先端)をまちづくりの重要な概念として掲げています。「誰もが生涯健康で、学び、自分らしく活躍できる社会の実現」がウェルネス(健康)という言葉に込められています。

議会になじみのない方々に向けて議会について説明します。

議会の
説明書

第2回 請願と陳情って?

請願と
陳情

市民は市の施策に対する意見や要望を文書で直接議会に提出することができます。これを請願・陳情といいます。こうした請願・陳情は日本国憲法で保障されている「請願権」にもとづく国民の権利です。札幌市の場合は「請願」と「陳情」の取り扱いは同じで、担当する委員会では審査された後に本会議で決定をします。「請願」の場合は紹介議員が必要となります。ちなみに、2022年度は2本の請願、15本の陳情が議会に提出されました。

市民意見の
反映

請願・陳情は市民の意見を市政に反映する方法の一つです。その他にも、札幌市ではパブリックコメント、ワークショップ、各種説明会等によって、直接市民の声を届ける「市民参加」の仕組みがあります。ただ、私としては、市政と市民との考えの違いが様々な場面であるなか、現状、市民参加の機会、市民の声を市政反映が十分確保できているとは思えません。更なる市民参加の拡充に取り組む必要があると考えます。

議会レポート

2023年第3回定例会（9月20日～10月31日）

第3回定例会は2022年度の決算などについて審議を行いました。ちなみに2022年度の決算額は、2021年度決算比で5.2%減となる1兆2,188億円となります。歳入決算額との差額のうち35億円を財政調整基金に積み立てることになりました。

定森ひかるの議会での動き

決算特別委員会

市民とともに気候変動対策を考える「市民会議」の実施を求める！

札幌市は気候変動対策行動計画を2021年3月に策定し、温室効果ガス排出量を2030年には2016年比で55%削減するという高い目標を掲げています。排出量の削減には市民の果たす役割も大きいことから、気候変動対策について市民と一緒に考え、市民の意見を政策に反映していくことが重要です。こうしたことから、札幌市が全国に先駆けて取り組んだ気候市民会議という新しい市民参加の手法について委員会で質しました。適切な情報提供と熟議の重要性について市から答弁があったことから、私から最後に、こうした成果を継続して活かすべく、5年ごとの計画の見直し時期に気候市民会議を開催することを提案しました。

気候市民会議とは？

…無作為抽出で選ばれた市民が、専門家からの情報提供をもとに気候変動対策について数日間かけた深い議論、いわゆる「熟議」を行う会議です。国内では、北海道大学等の研究グループによる「気候市民会議さっぽろ」（札幌市も協力）が2020年11月に行われたのを皮切りに、その後、武蔵野市や所沢市など関東を中心に日本でも広がりを見せています。

歩きたくなるまち・琴似を目指す地区計画へ！



商店や飲食店等が立ち並ぶ琴似商店街は西区の賑わいの中心的な場所です。しかしながら、多くの建物が更新時期を迎えており、マンション等に建て替わることで、まちを歩く人が減り、地域の交流場所が失われるなどの懸念があります。そこで札幌市は地域住民とともに2022年12月に「琴似本通地区地区計画」を策定しました。住民が自ら建築物の用途や高さの規制・緩和などの個別ルールを定めることができるのが地区計画です。地区計画に至るまでにどのような市民対話をしたのか、これから住民にどのように周知をしていくのかを質しました。市からは地域住民に対する周知を行っていききたい旨の答弁がありました。地区計画は住民が定めることができるルールだからこそ、計画策定後も住民の意見が反映されたものになるよう要望していきます。

災害時における民間団体との連携を進め災害に強い札幌へ！

災害はいつどこで発生するか分かりません。今年の1月1日には能登半島地域で大きな地震があり、多大な被害が発生しています。札幌市も大規模な災害リスクを抱え、その際には市の職員も被災します。通常とは異なる膨大な災害支援業務を少ない職員数で取り組むには限界があり、外部の応援職員や民間団体との連携が重要となります。特に豊富な災害支援の経験を有するNPO等との連携体制は十分に整っていないのが現状です。そこで、委員会で災害時の専門性を有する団体との連携に対する認識を質したところ、平時・災害時において連携を図りたい旨の答弁がありました。災害に強い札幌を実現するために、多様な主体との連携体制を強化していきます。

最大被害想定：月寒断層での地震および冬の5時に発生したと想定

市内最大震度	震度7
人的被害	死者 936人 重傷者 3,582人
建物被害	全壊 14,737棟 半壊 41,602棟
避難者数	当日 149,853人 1週間後 155,349人
ライフライン復旧見込み	【電力】約7日 【上下水道】約27日

■アーティストの活動を支え、文化芸術を魅力あるまちづくりに活かす!



文化芸術は、私たちの暮らしの豊かさに欠かせないものであり、人々の創造力と感性を育み、特色あるまちづくりや創造性が発揮された経済活動の基盤になります。こうした文化芸術のもつ価値は、その担い手であるアーティストによる既存の価値観に縛られない、自由な発想に基づく創造活動によって成り立つものです。

札幌市は2022年度に「札幌市文化芸術創造活動支援事業」という事業を新たに実施しました。アーティストの創作活動を支援する取り組みに対して助成するというものです。委員会では、本事業の成果と課題について市の認識を質しました。アーティストからも評判の良い事業ということから、より良い形で次年度以降も継続することを求めました。

議会レポート

2023年第4回定例会 (11月29日~12月12日)

第4回定例会は所属する財政市民委員会で2つの行政計画、「再犯防止推進計画」「市民まちづくり活動促進基本計画」についての説明と質疑が行われました。

定森ひかるの議会での動き

財政市民委員会

■更生保護&福祉等の分野横断による再犯防止の実現を!

犯罪をした人等は、これまでの成育環境や障がい、本人の特性など、様々な事情から生活困窮や社会的孤立を抱えていることが多く地域で孤立しやすい傾向があります。犯罪をした人等も支援を必要としている一人の市民であり、高齢や障がいなどの困難を抱えている方であれば福祉的な支援、仕事が見つからず不安定な生活を強いられている方であれば就労支援といったように、困難の種別や程度によって様々な支援を必要とすることには変わりはありません。更生保護の部署、福祉の部署、多様な部署が横断的に連携する意義を訴えました。

■再犯防止推進計画とは?

…犯罪や非行をした人の立ち直りを社会全体で応援し、新たな犯罪や犯罪被害者等を生まないための取り組みを推進することを目的としています。2024年度から2028年度までの5年間で計画期間としています。更生保護に関わる団体と行政との連携が強化されることも本計画では期待されています。

■活動団体と行政との連携促進へ!

新たな「市民まちづくり活動促進基本計画」への期待

本市の市民まちづくり活動促進条例の施行から15年が経ちました。この間、市民ニーズを的確に捉えて先駆的な事業を展開するNPO等市民まちづくり活動団体が、子どもの貧困対策、生活困窮者支援、まちづくりなど様々な分野で活躍をしています。少子高齢化の進展による新たな社会問題の発生、また社会課題の複雑化など、こうした状況を行政だけで解決するのは困難です。社会課題解決に取り組むNPO等市民まちづくり活動団体と行政との連携を更に発展させるためにどのような計画となっているのかを質問しました。市として、事業型NPOへの助成の仕組みを強化したり、行政との協働を促進したりしていきたい旨の答弁を得ています。

■「市民まちづくり活動促進基本計画」とは?

…札幌市は「市民まちづくり活動」の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成21年(2009年)5月に「札幌市市民まちづくり活動促進基本計画」を策定しました。5年ごとに計画を見直しており、2024年度から2028年度までが第4期の計画期間となります。



特集Ⅱ

災害支援と自治体

市民アンケートでは、災害に備えたまちづくりに関する市民の関心の高さがうかがえます。災害対策としては、避難所や備蓄等の整備が真っ先に思い浮かびますが、被災した自治体に対する支援に備えることも災害対策の一つだと考えます。第2回目の特集では、能登半島地震の札幌市の関わりから災害支援のありかたについて取り上げます。

令和6年能登半島地震と札幌市

2024年1月1日、石川県能登地方で最大震度7の大地震が発生しました。240名以上の方が亡くなり、発災から1か月が経った2月1日時点で1万4千人以上の方々が避難生活を余儀なくされています。

札幌市は自治体として様々な災害支援に取り組んでいます。1月6日には水道局の職員による応急給水、7日には市立札幌病院の医師らがDMATの一員として医療等で被災地に駆け付けました。また、対口支援※として宝達志水町の罹災証明、災害廃棄物等の支援で職員が応援に入っています。1月30日時点で延べ900名の職員が派遣されており、現在(2月20日時点)まで続いています。

それ以外にも、厳冬期でも使える寝袋12,000枚を発災直後に提供しており、札幌だからできる支援として特筆すべきことだと考えます。また、札幌市に避難をする被災者受け入れのために、市営住宅を30戸用意しています。2月20日時点では入居者はいませんが、いつでも受け入れられるよう体制を整えているところです。

札幌から被災地に応援に駆け付けているのは行政職員だけではありません。市内のNPO・企業等も被災地自治体への支援活動を展開しています。近年は災害支援の経験豊富なNPOが、被災自治体や全国NPOとも協働しながら専門性を活かした支援活動を実施しており、能登半島地震でも市内の複数の団体が活躍しています。

※ 大規模災害で被災した自治体と支援する自治体がパートナーとなり、復旧・復興における各種支援をするための手法のこと。指定都市市長会の調整のもとに札幌市は宝達志水町の支援に入ることが決まりました。

これからの災害支援と札幌市

災害に強いまちづくりは私の政策の一つです。それは、自分たちの自治体が災害にあったときの対策だけをすればいいと考えているわけではありません。能登半島地震での札幌市の支援のように、道内・全国で大規模な災害が発生したときに、迅速な支援ができる体制を整えることも、「災害に備える」になると考えます。大規模な災害になると、被災自治体だけで復旧・復興をすることは困難です。特に道内で大規模な災害が発生した際には、道内の人口の半数を占める札幌の果たす役割が大きいのは言うまでもありません。応援派遣、二次避難のあり方など、道内他市町村との災害時の連携の強化が求められます。

また、今回の能登半島地震での支援活動の経験から、札幌市が災害にあったときの教訓を得る姿勢も重要です。厳冬期の避難所運営の難しさ、災害関連死の対策の必要性、NPO等との連携の重要性など、学ぶべきものがたくさんあります。

能登半島地震の復旧・復興は時間がかかることは間違いありません。議員として、札幌市による支援のみならず、市民・団体等の息の長い支援を支える環境づくりを進めていくとともに、能登半島地震から得た教訓を本市の災害対策に活かすことを進めていきたいと考えています。

定森ひかる事務所

〒063-0804 札幌市西区二十四軒4条7丁目5-14 2F

TEL 011-621-3027

FAX 011-621-3028

E-mail info@h-sadamori.com

—市政に関する相談をお待ちしています—

市民の皆さま、団体や企業の皆さまから頂いた声をもとに議会活動に取り組んでおります。暮らしのなかで感じたこと、活動や仕事のなかで感じている市政の課題などお気軽にご連絡ください。

